

第三十八回国会 参議院社会労働委員会會議録第九号

昭和三十六年三月二日(木曜日)

午前十時三十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉武 恵市君
理事 加藤 武徳君
高野 一夫君
坂本 昭君
藤田藤太郎君

委員

紅露 みつ君
谷口弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
横山 フク君
久保 等君
小柳 勇君
村尾 重雄君

政府委員

労働政務次官 柴田 栄君
労働省労働局長 富樫 總一君
労働省職業安定局長 堀 秀夫君
事務局側 常任委員 増本 甲吉君
会専門員 厚生省医務局長 黒木 利克君
労働省労働局長 辻 英雄君
労働省職業安定局長 松永 正男君
労働省職業安定局長 松永 正男君

説明員

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

本日の会議に付した案件

第七部

社会労働委員会會議録第九号

昭和三十六年三月二日【参議院】

○失業保険法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○労働情勢に関する調査(一般労働行政に関する件)

○委員長(吉武恵市君) それではただいまより社会労働委員会を開きます。

○政府委員(柴田栄君) 前安部労働政務次官の病氣御退任に伴いまして、私

○委員長(吉武恵市君) それでは中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、失業保険法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

○政府委員(柴田栄君) ただいま議題となりまして中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

○政府委員(吉武恵市君) それでは中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、失業保険法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

月に充足したのでありますが、今日までの普及状況は、昭和三十六年一月末で企業数二万二千六百九十七、従業員数二十七万八千二百三十三人という実績を上げております。

すなわち、その一といたしまして、現行制度では適用事業の範囲は、製造業で常用従業員数百人、商業またはサービス業で三十人以下の事業に限定されておりました。

第三点は、一の企業から他の企業に従業員が転職した場合の本制度適用上の企業間の期間の通算につきまして、現行制度では、自己都合で退職した者でない等一定の条件を満たした上にさらに、掛金納付月数二十四月以上の者に限って通算することとなっております。

第四点は、適用事業の範囲の拡大に伴い、従来事業主団体等における自主的な共同退職金積立事業に参加していた事業主が、本制度へ加入する際、従前の積立事業の引継措置につき便法を講ずることとしたことであります。

この法律の要旨は、右に述べた趣旨に基づきまして四点でございます。

すなわち第一点は、本制度の適用事業の範囲について、現行制度では前に述べましたように、製造業等が常用従業員数百人、商業またはサービス業が三十人以下であるのを、製造業等では、常用従業員数二百人、商業またはサービス業では五十人まで拡大することとしたこととあります。

第二点は、退職金等の給付額について、現行制度では掛金納付月数が三年半に達しないと掛金相当額とならないのを、掛金納付月数二年から掛金相当額とし、また、掛金納付月数五年から五割の国庫補助を行なうこととなつて行なうのを、三年から五割の国庫補助を行なうこととしたこととあります。

第三点は、一の企業から他の企業に従業員が転職した場合の本制度適用上の企業間の期間の通算につきまして、現行制度では、自己都合で退職した者でない等一定の条件を満たした上にさらに、掛金納付月数二十四月以上の者に限って通算することとなっております。

第四点は、適用事業の範囲の拡大に伴い、従来事業主団体等における自主的な共同退職金積立事業に参加していた事業主が、本制度へ加入する際、従前の積立事業の引継措置につき便法を講ずることとしたこととあります。

この法律の要旨は、右に述べた趣旨に基づきまして四点でございます。

すなわち第一点は、本制度の適用事業の範囲について、現行制度では前に述べましたように、製造業等が常用従業員数百人、商業またはサービス業が三十人以下であるのを、製造業等では、常用従業員数二百人、商業またはサービス業では五十人まで拡大することとしたこととあります。

第二点は、退職金等の給付額について、現行制度では掛金納付月数が三年半に達しないと掛金相当額とならないのを、掛金納付月数二年から掛金相当額とし、また、掛金納付月数五年から五割の国庫補助を行なうこととなつて行なうのを、三年から五割の国庫補助を行なうこととしたこととあります。

職金共済審議会の答申を十分尊重して作成したものであります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

続いて失業保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

日雇失業保険制度は、日雇労働者の失業時における生活の安定をはかることを目的として、昭和二十四年第五回国会における失業保険法の一部改正によって創設され、社会保障政策並びに雇用失業対策の一環としてその機能を果たして参ったところであります。

現行の日雇失業保険の保険金日額は、昭和三十三年における失業保険法の一部改正によって定められたのでありますが、最近における日雇労働者の賃金の実情にかんがみ、今般その保険金日額の引き上げ等を行なうとともに、あわせて日雇失業保険と一般失業保険との受給資格の調整制度の改正を行ない、制度の改善をはかることとしたのであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。以下その概要を御説明いたします。

第一に、日雇失業保険金の日額の引き上げについてであります。

まして、其の後現在までに日雇労働者の賃金額も相当に上昇しており、現行の二段階制をそのままとした場合は、実情にそぐわないらみがありますので、この際新たに保険金日額を一段階設け三段階制をとることとし、第一級三百三十円、第二級二百四十円、第三級百七十円とし、給付内容の改善をはかることとしたのであります。

第二に、日雇失業保険の保険料日額の改正についてであります。

保険料日額につきましては、保険金日額の引き上げに伴い、日雇労働者の負担能力、保険経済等を勘案し、現行二段階制とされております保険料日額を三段階制に改め、現行第一級十円、第二級六円の保険料日額を第一級十六円、第二級十二円とし、第三級については従来通り六円としたところであります。また、新しい第一級、第二級及び第三級の保険料日額の区分は、日雇労働被保険者に支払われた賃金が四百八十円以上の場合には第一級、二百八十円以上四百八十円未満の場合には第二級、二百八十円未満の場合には第三級としたところであります。

なお、保険料日額の改正に伴い日雇労働被保険者及び事業主の負担すべき保険料額は、それぞれ、第一級については八円、第二級については六円、第三級については三円といたした次第であります。

第三に、保険金日額の算定方法の改正につきましては、今回の保険料日額の三段階制の採用に伴い、それぞれ三段階制に即応した算定方法に改めまうとともに、第一級、第二級及び第三級の保険料が混同して納付されている場合でありますので平均額が第二級の

保険料の額以上であるときは、第二級の保険金を受けられることとするよう制度の改善をはかったところであります。

第四は、日雇失業保険と一般失業保険との受給資格の調整制度の改善についてであります。

現行制度におきましては、日雇労働被保険者が二月の各月において十八日以上同一事業主に雇用され、その翌月において離職いたしました場合は、その離職の日の属する月の前二月を一般失業保険の被保険者期間として計算することとしておりますが、これを単に翌月に離職した場合に限らず、その者が当該同一事業主に引き続き雇用された後において離職した場合には、その二月を一般失業保険の被保険者期間として計算することとし、一般失業保険の被保険者に切りかえられた日雇労働被保険者が一般の失業保険金の支給を受けやすくなるようにし、また、できるだけ保険料の掛け捨てがないように制度の改善をはかることとしたところであります。

以上がこの法律案の要旨であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますようお願い申し上げます。

○委員長(吉武恵市君) 次に、政府委員から細部についての説明を聴取いたします。説明をお願いします。

○政府委員(富樫總一君) 中小企業退職金共済法の一部改正法につきまして補足説明をいたします。お配りしてあります逐条説明、おおむねこの逐条説明によりまして御説明申し上げたいと存じます。

第一点は、適用範囲の拡大でございます

ますが、現在百人以下に適用してございまして、この適用対象労働者数が約八百万でございまして、その後実施後調査いたしました結果、百人から二百人までの間にございまして自主的な退職制度を持たないものが過半数あるというところで、労使代表よりも強い要望がございまして百人を二百人、商業的企業につきましては三十人を五十人に上げることとしたのであります。その適用範囲の拡大に伴いまして、対象労働者は約百二十万人ふえる予定でございまして。

第二点は、これは一つの企業から他の企業に転職した場合でございまして、退職給付金は御承知のように、いわゆる退職金カーブと申しまして、勤続年数に応じて給付率が逡増する関係になっております。この逡増の利益を与えさせるために現在の規定がございまして、自己都合で退職したとあるいは悪いことをして解雇された退職してよそに行つたというふうな条件はまだしもわかるのであります。が、現行法におきましては、そのほか、前の企業に二年以上勤続しておつた者という条件があるものであります。前に述べました条件がある以上、この二年間勤続しておらなければならぬという条件があることは、つまりその前の企業がつぶれたといったように、本人に罪がない、そういう場合の転職の場合でもこの二年勤続が必要であるという条件は、非常に理屈に合わないという感じ、実情に合わないという感じ、この条件を削除することとしたのであります。

第三点は、現在退職給付金には国庫から五割の補助金がつくことになるのであります。この五割の国庫補助金は、勤続五年以上の者にだけつくことになっておりますが、中小企業の勤続年数は、御承知のように短いので、短期勤続を奨励するという意味でございませうが、そのために加入を誘ふという傾向もございまして、これを三年以上勤続した者に五割の国庫補助金をつけまして、加入するにつれての魅力を一段と拡大したということでございます。

次は、現行法によりまして、三年半以上勤続した者でないと元金がもらえないというところで、長期勤続を裏から要請しておるわけでございまして、その三年半なんというのも少し過酷だといふので、前の改正の趣旨に即応いたしまして、二年以上勤続した者には元金に相当する給付をするということにいたしましたのであります。

次は、施行期日でございます。前の国庫補助金の五割の關係が、予算におきまして四月から払えるという建前に組んでおりますので、でき得べくんば、国会の通過がその時期までに終了することを期待いたしまして、四月一日施行ということにいたしましたのであります。

次の附則は、技術的に非常にわかりにくくできておりますが、要するに、この法律施行によりまして、従来民間の業者が集まって、自前で退職金制度を団体的に作つておつた、そういう事業主が、この法律の施行、今度特に二百人に拡大されたということに伴いまして、そういう自主的な退職金制度から、この制度に転入していただくことを認める。その転入に際しまして、先ほど

申しましたように、勤続年数、あるいは加入年数の長い方が有利でございまして、自前のその退職金制度から出てきまして、そうして加入するとき、たとえば過去二年分の金を納めれば、二年前から入つたものとみなす、こういう趣旨でございまして。

最後につけてございましては、前の規定に即応いたしまして、従来その自前の退職金制度というものに若干の条件がついておるのでありますが、それを大蔵大臣、通産大臣と協議してきめる、こういうことでございまして。

○政府委員(堀秀夫君) 失業保険法の一部を改正する法律案につきまして、その細目を御説明申し上げます。お手元にお配りしてございまして資料の提案理由説明の次についております法律案逐条説明によりまして、御説明を申し上げます。

まず第一に、第三十八条の八の改正について御説明を申し上げますが、先ほど提案理由の説明でも申し上げましたように、前昭和三十三年に失業保険法が改正になりました。それからおきまして、日雇労働者の賃金額が相当に上昇しております。現行では第一級二百円、第二級百四十円の二段階制を採用しております。日雇失業保険の保険金日額を、三段階制といたしまして、第一級は三百三十円、第二級は二百四十円、第三級は百七十円というふうに改めた考えでございまして、次に、第三十八条の八の改正でございますが、これは前条の日雇失業保険金の日額の改正に対応いたしまして、日雇失業保険金の受給者に支給されるべき保険金の日額の算定方法を改めるものでございまして、すなわちこの

第二項は、保険金日額が今回新たに三段階制となることに伴いまして、保険金日額について、これに対応いたしまして三段階制の算定方法を定めると同時に、第一級、第二級及び第三級の保険料が混同して納付されておる場合におきましては、その納付された保険料のうち、二十八日分の保険料の合計額を平均いたしました額が第二級の保険料の額以上である場合には、第二級の保険金の日額を支給することといたしまして、受給者に不利にならないように取り計らったものでございます。

また、第三項は、ただいま申し上げました第二項の規定によりまして、第一級、第二級、第三級の保険料の平均額によって第二級の失業保険金の日額を支給する場合の、その平均額の計算方法を規定したものであります。すなわちその算定にあたりましては、第一級及び第二級の保険料の合計額に、保険料の納付日数が二十八日に達するまで第三級の保険料の納付額を加算した額を二十八で割ることとしたものであります。

次に、第三十八条の十一の改正について御説明を申し上げます。この第一項は、日雇失業保険料の区分と額を規定するものであります。日雇失業保険金の日額について三段階制が採用されまして、その額を引き上げることに伴いまして、これに対応いたしまして保険料額を改定するものであります。すなわち一日につきまして第一級は十六円、第二級は十二円、第三級は六円の三段階制をとることとしたものであります。

また、その区分は、賃金の日額が四百八十円以上の場合第一級、二百八十円以上四百八十円未満の場合第二級、二百八十円未満の場合第三級といたしまして、

級、二百八十円未満の場合第三級とするものといたしております。

また、第二項は、日雇労働被保険者及び事業主の負担すべき保険料額を折半ということになっておりますが、それぞれ第一級については八円、第二級については六円、第三級については三円とするにいたしましたものであります。

次に、第三十八条の十五の改正でございますが、これは日雇失業保険制度と一般失業保険制度との間の受給資格の調整に関する規定の改正であります。すなわち現行の制度におきましては、日雇労働被保険者が二月の各月におきまして、十八日以上同一事業主に雇用されたときは、その翌月において離職した場合にのみ当該二月を一般失業保険の被保険者期間として計算する取扱いをするのでありますが、これを改正いたしまして、その翌月だけでなく、その後において離職した場合にもこのような取扱いを行なうことができることといたしました。

日雇労働被保険者についてその保険料の掛け捨てを少なくするとともに、その一般失業保険金が受けやすくなるように取り計らったものであります。

以上が本則でございますが、附則の第一項は、改正法律の施行期日を定めたいものであります。施行期日を昭和三十六年六月一日からといたしたものは、新失業保険印紙の印刷、配布等の準備期間を考慮したものであります。ただし、後に申し上げますように、三十八条の十五の改正に関する関係は、この四月一日から通算期間が動くようにいたしたいと考えております。また、第三十八条の八及び三十八

条の九の改正規定に関する施行期日を昭和三十六年七月四日といたしましたのは、附則の第二項におきまして、新しい日雇失業保険金日額の算定基礎期間が経過するのに一月としております。ことに伴いまして、保険金日額算定基礎期間の一月の期間並びに連続三日間の待期間を考慮して七月四日としたものでございます。

次に、第二項は、日雇失業保険金の受給者が、なるべく早く新しい制度による日雇失業保険金の支給を受けられますように、昭和三十六年七月における保険金の支給に關しましては、その保険金月額の算定基礎期間を繰越的に一月とすることといたしまして、同年六月の一月間における保険料の納付状況によって新しい日雇失業保険金の日額を決定することとしたものでございます。

次に、第三項であります。本項は、昭和三十六年六月における保険料の納付日数が十四日未満であるために、前項の規定によって新しい算定方法による保険金の支給を受けることのできない日雇労働被保険者につきましては、同年五月及び六月において納付された保険料によって、新しい算定方法に基づく保険金を受けられることといたしました。この場合に、旧第一級の保険料は新しい第二級の保険料に、旧第二級の保険料は新しい第三級の保険料にみなして計算することとしたものであります。

次に第四項は、改正後の保険料額及び日雇労働被保険者及び事業主の保険料の負担額は、日雇労働被保険者が、昭和三十六年六月一日以後において雇用された日にかかる保険料について適用することを定めたものであります。

最後に第五項であります。これは改正後の受給資格の調整に関する規定は、日雇労働被保険者が昭和三十六年四月一日以後の二月の各月におきまして、十八日以上同一事業主に雇用された場合に適用することとした次第でございます。

以上をもちまして、失業保険法の一部を改正する法律案の細目につきまして、御説明を申し上げた次第でございます。

○委員長(吉武恵市君) ちよつと速記をやめて下さい。

○委員長(吉武恵市君) それじゃ速記を始めて。

○委員長(吉武恵市君) 次回以後にたいしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めます。

○委員長(吉武恵市君) それでは労働情勢に関する調査の一環として、一般労働行政に関する件を議題といたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○藤田藤太郎君 この国会が始ってから予想される法案としては、雇用促進事業法という法案が予定されて、雇用促進のための関係した法案が出るのですけれども、しかし、今の雇用失業関係がどうなっているか、そういうものの具体的な把握を少ししておきたい。ですから専門的にどういふ今状態にあつて、どういふ工合に動いていくかというものを含めて一つ御説明を願いたい。

○説明員(松永正男君) 最近の雇用失業情勢は、概括的に申し上げますといふと、最近の経済の発展を反映いたしまして、全般的には非常に好況の状況にあるわけでございます。

具体的に申し上げますと、求人は非常にふえておりますが、これに對しまして求職は減少をいたしてあります。それからまた、雇用も大きく伸びて参っております。また、完全失業者の数は減少をいたしてあります。失業保険の受給の状況も、減少をいたしてある状況でございます。全般的には雇用失業情勢が著しく改善を見ておるという感じがいたします。

○藤田藤太郎君 いや、あなたから聞くのは、そういう概念じゃなしに数字ですよ。そういう概念はまた大臣その他から聞きますから、どういふ工合に数字が動いていくか、それをちよつと聞かして下さい。資料はないですか。

○説明員(松永正男君) 差し上げます資料は、ちよつとございせん。

○委員長(吉武恵市君) 資料はあとでもいから、数字の手にあるやつをゆつくり読んで下さい。

○説明員(松永正男君) 全般的に申し上げますと、就業者の総数が三十四年四月十一月に比しまして、三十五年四月十一月の平均を見ますといふと、前年同期が四千四百七十八万人でございますが、三十五年の四月十一月におきましては四千五百七十七万といふふうに九十九万の増になっております。

百二十二万でございまして、百六十四万人の増になっております。これはいづれも労働力調査によります数字でございまして。

それからそのうちの常用雇用について見ますと、これは毎勤統計によります指数でございまして、三十四年の四一十月に對しまして三十五年の四一十月に對しましては、常用雇用の指数が一〇・六％というふうに増加をいたしております。増加率一〇・六％でございまして、ただし産業別にはそれぞれございまして、全体といたしまして、各産業とも大体この程度の伸びを示しておりますのでございまして、鉱業におきましては、前年同期に對しまして九二・九、これは石炭鉱業におきましては、前年同期に對しましては、九二・九というふうに減少をいたしております。その他の産業におきましては、特に建設業は一四・八％、製造業は一三・三％というふうに伸びております。

それからこれに對しまして臨時日雇いの雇用の指数でございまして、総数におきまして同じように四一十一月について見ますと、三十五年は三十四年に對しまして総数におきまして一四・六％の伸びを示しております。特に伸びておりますのは、金融保険、運輸通信等の事業でございまして、これが金融保険が三七・九、運輸通信が一四・二というふうな伸びでございまして、製造業は九・九％の伸びでございまして、この臨時日雇いにつきましても、鉱業におきましては九四・二とい

うふうに前年同期に比べまして減少を示しております。それから失業状況の面から見ますと、完全失業者の数は、三十五年の四一十一月平均でみまると三十八万人でございまして、前年同期に比べまして十四万人の減少を示しております。

それから失業保険の受給者でございまして、受給実人員におきまして、三十四年の四一十一月に比べまして、三十五年の同期におきましては三万六千人の減少を示しております。次に、一般の労働市場の状況でございまして、求人求職の関係をみますと、四一十一月の平均で見まると、三十四年、三十五年の平均で見まると、三十四年におきましては月間の有効求職者が百二十三万一千人でございまして、これに對しまして、三十五年におきましては百八万六千人、十四万五千人の減少を示しております。これに對しまして、有効求人の方、三十四年が六十二万四千人でございまして、三十五年におきましては七十六万一千人、十三万七千人の増を示しております。従いまして、いわゆる求人、求職の比率、殺到率におきまして、三十四年におきましては二・〇でございまして、三十五年におきましては一・四というふうに、殺到率も〇・六だけの改善を示しております。

次に、これが一般の求職、求人の関係でございまして、日雇い関係におきましては求職者の数は、これは登録の日雇い労働者の数は大抵少しずつでございまして、増加傾向を示しております。三十四年の同じ時期に比べまして、三十五

年におきましては一万人の増を示しております。これに比べまして、求職の総延べ数におきましてはやはり十四万六千人の増を示しております。これに對しまして、就労の延べ数も大きく伸びてございまして、十九万七千人の就労延べ数の増になっております。従いまして、いわゆるあふれ、不就労数は、前年同期に比べまして六万七千人の減という状況になっております。

次に、新規卒卒の状況でございまして、これは中学校、高等学校とも非常に求人が大きく伸びまして、求職者の実数を二倍以上上回るといふような状況になっております。三十四年の三月卒業生におきましては、中学校において求職者の数が四十四万六千六百六十人、対しまして、求人が六十六万七千五百六十六人というふうに大きく上回っております。この傾向はさらに三十五年の三月卒業生について著しくなっております。求職者の総数四十三万五千に對しまして、求人は九十四万九千といふような状況になっております。高等学校につきましても、三十四年は、求職者二十三万六千に對しまして、求人が三十八万、三十五年におきましては、求職者が二十八万五千に對しまして、求人が五十二万九千といふふうに、いづれも求人が求職を大きく上回っております。求人難の様相を呈しておるわけでございます。

以上きわめて簡単にございまして、具体的な数字につきましては一応御説明を申し上げた次第でございまして、藤田藤太郎君、そこでこの大まかな数字はわかりましたけれども、中高校の常用工と臨時工、社外工的な要素がどのように変化しているかというよう

な問題。それからもう一つは、日雇いの登録の申し入れ等、適格者がどの比率ぐらいになっているかというような問題、そういうこと。

○説明員(松永正男君) ただいま新規卒卒につきまして、求人難の状況にあるというところを申し上げたわけでございますが、これに對しまして、中高校令層の人たちにつきましては、たまたま藤田先生御指摘のように、求職難、就職難の状況が出てきております。具体的な数字について一つ二つ申し上げてみますと、たとえば求人求職の比率、殺到率等について見ますと、年令が高くなればなるほど殺到率が高くなってきておるといふ状況を呈しております。たとえば二十才未満の男について見ますと、殺到率が一・六でございまして、四十才から四十九才までの男について見ますと、殺到率が三・六六といふことになっております。これは三十五年十月現在の数字でございまして、それから安定所の窓口におきまして職業紹介をいたしました紹介の実績、いわゆる紹介率を見てみますと、二十才未満の紹介率が四二・五と、二十才未満の紹介率が四二・五でございまして、四十才から四十九才までの年令の男について見ますと、紹介率が一八・〇というふうに非常に下回っております。また、最近離職者の問題といたしまして最も問題になっております炭鉱の離職者について見ますと、同じように年令階層の若いほど就職は非常に容易でございまして、高

いほどむずかしくなっております。これは常識的にそうでございまして、数字的にもそのような結果が出ております。それから失業保険の受給資格者につ

ては、定年退職者がどのような状況になっておるかという調

べにおきましては、定年退職者のうちで就業をいたしましたものが三五・四％、それから、失業状態にあるものが四八・三％といったような数字が出ております。それから、賃金関係等におきましても、年令の階層の低い人たちが再就職した場合には、比較的前職に比べて若干下回らない賃金を受け得る。しかし、年令階層が高くなればなるほど、再就職をした場合の賃金は、前職に比べて下回る率が多いというよう

な結果も出ております。

○藤田藤太郎君 その率はどれくらいになっておりますか、ちよつと……

○説明員(松永正男君) 前職に對しまして賃金が上回つておるもの、これを見ますと、二十才未満について見ますと、五四・一％に当たる人たちが、賃金を上回つて再就職できておる。これに對しまして、四十才から四十九才のクラスを見ますと、上回つて就職できたものは三〇・九％、五十才以上になりまして、二六・六％といったように減少をいたしております。

それから次に、第二の御質問の、日雇い労働者につきまして、有効求職者の数と、そのうちの失対の適格者の数でございまして、三十五年におきまして、有効求職者が、十二月をとつてみますと、五十六万七千七百七十七人になっております。で、これに對しまして、前年同期、三十四年の十二月は、五十六万五千四百人、このうち失対の適格者が、三十五万五千人、それから三十四年の十二月におきましては、三十六万二千

七百八人という状況になっております。

○藤田藤太郎君　そこで、最近の、たとえはなはだしいのは、造船とか、鉄鋼とか、だんだん最近では自動車工業にも移ってきているのですけれども、その就労の中の常用雇用、臨時、社外工の今年の比率、それから産業全体の現在の比率、こういうのはわかりませんか。

○説明員(松永正男君)　ただいま藤田先生御指摘の、産業別の的確な数字は、ちょっと今持ちあわせておりませんが、たとえば製造業につきましても見ますと、雇用者総数が七百八十六万人でございます。このうちの常用雇用は七百五十万人でございます。それからこれに對しまして、臨時が二十七万人、それから日雇いが九万人というような状況でございます。

○藤田藤太郎君　その造船とか鉄鋼、自動車産業と三つだけ出してわかりませんか。

○説明員(松永正男君)　造船、自動車といったような細分類についてはちょっと今わかりかねます。

○藤田藤太郎君　そこで今あなたからお聞きした分ですね。その賃金と日雇労働者のまずここから有効求職者、要するに登録と適格者の関係ですね。これについていますと、賃金は二十才のときには前の職業より上回っているのが五四・一だと、四十九才までの人が三〇・九、五十才以上の人が二六・六という、これは何をどういう調査をされたのですか。私はそういうことにはなかなか、二十才の人はどうか知らないけれども、四十才以上の人が今までもらっていた賃金より上回って就

職できるというよりな環境にあるのですかね、実際問題として。

○説明員(松永正男君)　ただいま申し上げました数字は労働省の統計調査部でやっております失業者帰趨調査からとり出した数字でございます。

○藤田藤太郎君　次に日雇いの登録申請をした人と適格基準にマッチした人との関係、三十四年は五十六万五千四百と三十三年は五十二万七千七百、三十五年が五十六万七千七百と三十四年が五十二万七千七百という割合にあつたんですが、これは全国平均をお出しになったのだと思うのですけれども、地域的には非常にアンバランスがあるように思うのですが、そういう把握は各府県ごとにできているのですか。たとえば私の最近調べた京都なんかの例ですと、大体四倍だと、四分の一しか適格パスしないのと、こういっている現状なんです。このなほ倍にもならないですね。そこらの関係を少し話していただきたい。

○説明員(松永正男君)　失業対策事業に就労をいたしますためのいわゆる適格基準でございますが、これは藤田先生御承知のように、失業者であること、主たる家計の担当者であること、失業者であることという三つにつきましては、現在失業をしておいて就労の意思と能力があるということが内容になるわけでございます。この基準によりまして、全国各安定所におきましてそれぞれ希望者につきまして判定をいたしまして適格者をきめておるわけでございますが、全国的な数字におきましては、大体先ほど申し上げましたのは十二月だけの数字でございますが、大体景気の変動がございまして、実際の状況におきましては適格者がその減

らないで、むしろふえてくるというよりな状況にあるわけでございます。で、各府県ごとに見ますというところ、ただいま御指摘のように、ある程度アンバランスはあるかと思ひますが、これは適格基準についてのアンバランスというよりは、適格基準につきましては、労働省の方針によりましてそれぞれの地方の実情もございまして、大體統一的に公平な審査をしておるというふうなわれわれ考えておりますが、各府県ごとに多少の相違があるということも事実でございます。それは要するに、失対事業の就労希望者の状況が多少違つておるということが原因ではなからうかと思ひております。

○藤田藤太郎君　それ以上は議論いたしません。その次に、定年退職者の就労が三五・四で、失業が四八・三とこうなつておるのだが、今年といふのは五十五才で、それからの生活に非常に困つておる人が多いと思ひます。そこで定年退職者の賃金給与はどうかというかという調査がおりますか。

○説明員(松永正男君)　先ほど申し上げました再就職者の賃金の状況でございますが、これは失業者帰趨調査からとり出した数字でございます。先ほど申し上げました定年退職者の帰趨も同じくこの失業者帰趨調査からとり出したものでございます。で、定年退職者だけのものは現在抜き出した資料を持っておりますが、先ほどの賃金はこの定年退職者のものを含んだ数字であるというふうな御理解をお願いしたいと思います。

○藤田藤太郎君　ちょっとおかしいじゃないの。定年といふのは大体五十

五だから、五十才以上の人は含んでいふという意味ですか、松永さん。五十才以上といふところに定年退職者も含んでいふと、こういう意味ですか。

○説明員(松永正男君)　先ほどは四十から四十九を例として申し上げましたが、五十才以上のランクもございまして、この数字も出ております。この中に入つておるというふうな考えられます。

○藤田藤太郎君　これはその帰趨調査をいただきましたけれども、どういふ格好で調査されているか、まあこれはいいです。そこで紹介率と就労率です。ね。というのはここへ出てきておりますが、おしなべて日本の今の失業問題が中心に考えられなければならぬのではないかと、新しいオートメの中で若年労働者の失業者はあまりないの、むしろ農業労働者やその他から転換するのを求めるくらい状況ではないかと思ひます。そうすると、中高年の失業者がたまたま紹介率にしても一八・四、四十才から四十九才、賃金についても実は三〇・九というふうなことは特殊技能以外の人にはそういう賃金はないので、私はちょっとこれはうなずけないのですけれども、そういう状況でございます。まあ定年退職の人三・五・四しか就職がない。この就職された定年退職者の賃金というものは、普通の例からいへば大体半分以下になつておるところが非常に多いというものが現状ではなからうかと、こういう工合に私は見ている。労働省の今の見ますと、全体をブールして非常にやわらかく外へ出している感じが、もっとシビアに、厳密にその雇用対策とい

うものを職安がそういうところにしてほつてもっと厳密に摘出して、対策を立てるということがなければ今の状態ではいけないのじゃないか。それには職業訓練も必要でしよけれども、だからそういうところに少し合つてないような気がするのですが、ただ卒卒には求人がない、半分、倍以上の求人があつて求職と求人があるというふうなところ、数の帳面づらだけは合つけれども、どうもそういうところの問題が少し問題である。

それから私は、事実かどうか知りませんが、せうけれども、トヨタ自動車工業で、一万人雇つて二百人が常用工で、九千八百人が社外工とか臨時工というふうなことが週刊雑誌に載つてたことを思い出したのですけれども、そういうところ

に就労という姿が伸びているのじゃないですか、そういう調査をおやりになつてないのですか。

○説明員(松永正男君)　ただいま御指摘の各産業別の数字はちょっと持つておりませんが、中高年層の就職が非常にむづかしい、現在一般的に雇用状況がよくない中、炭鉱離職者等の産業構造の変化に伴う離職者というやうな、離職問題とあわせて、中高年層の就職問題が非常に大きな問題であるということにつきましては、われわれ内部においても検討をいたして、具体的な対策を研究をしつづけておるわけでございますが、中高年層の就職が非常にむづかしいという問題の大きな根と申しますか、根本的な原因といふものは、非常にいろいろな原因からきておるわけでございまして、御承知のように、従来のいわゆる日本の産業における雇用慣行、いわゆる封鎖的

なものを職安がそういうところにしてほつてもっと厳密に摘出して、対策を立てるということがなければ今の状態ではいけないのじゃないか。それには職業訓練も必要でしよけれども、だからそういうところに少し合つてないような気がするのですが、ただ卒卒には求人がない、半分、倍以上の求人があつて求職と求人があるというふうなところ、数の帳面づらだけは合つけれども、どうもそういうところの問題が少し問題である。

それから私は、事実かどうか知りませんが、せうけれども、トヨタ自動車工業で、一万人雇つて二百人が常用工で、九千八百人が社外工とか臨時工というふうなことが週刊雑誌に載つてたことを思い出したのですけれども、そういうところ

に就労という姿が伸びているのじゃないですか、そういう調査をおやりになつてないのですか。

○説明員(松永正男君)　ただいま御指摘の各産業別の数字はちょっと持つておりませんが、中高年層の就職が非常にむづかしい、現在一般的に雇用状況がよくない中、炭鉱離職者等の産業構造の変化に伴う離職者というやうな、離職問題とあわせて、中高年層の就職問題が非常に大きな問題であるということにつきましては、われわれ内部においても検討をいたして、具体的な対策を研究をしつづけておるわけでございますが、中高年層の就職が非常にむづかしいという問題の大きな根と申しますか、根本的な原因といふものは、非常にいろいろな原因からきておるわけでございまして、御承知のように、従来のいわゆる日本の産業における雇用慣行、いわゆる封鎖的

なものを職安がそういうところにしてほつてもっと厳密に摘出して、対策を立てるということがなければ今の状態ではいけないのじゃないか。それには職業訓練も必要でしよけれども、だからそういうところに少し合つてないような気がするのですが、ただ卒卒には求人がない、半分、倍以上の求人があつて求職と求人があるというふうなところ、数の帳面づらだけは合つけれども、どうもそういうところの問題が少し問題である。

それから私は、事実かどうか知りませんが、せうけれども、トヨタ自動車工業で、一万人雇つて二百人が常用工で、九千八百人が社外工とか臨時工というふうなことが週刊雑誌に載つてたことを思い出したのですけれども、そういうところ

に就労という姿が伸びているのじゃないですか、そういう調査をおやりになつてないのですか。

な慣行と申しますか、そういうような慣行の問題、また、賃金につきましても年功序列型の賃金といったような問題、また、雇用の形態におきまして

○説明員（松永正男君） はい。
○委員長（吉武恵市君） それは全部の委員の方にお配りをして下さい。

○藤田藤太郎君 何といつてもこれは

失業とか不完全就労、要するに潜在失業、完全失業というのは、やはり貧乏のもとになるわけですから、社会保障的な、社会が保障する要素というものと並行してこの対策を立てなければならぬと思うのだが、今の潜在失業者に対する概念その他はいいですが、労働省はどおり取り組もうとしているか、それをも一つ聞かしてほしい。

○説明員（松永正男君）　いわゆる潜在

状態の中で、若い人を使わないでもいいような職種が相当あるのではないだろうか。こういう面につきまして日経連等とも相談をいたしまして、産業界の中にそういう中高年令層の求職者を採用していくポストをできるだけ具体的ににはつくりいたしまして、また、特に政府に関係の深い政府関係機関、公団、公社等につきましても最近打ち合わせをいたしまして、できるだけ、道路公団の切符切りの例等もございまして、各団体の責任者の方にお集まりをお願いしまして、労働省から中高年令層採用の機運を作るように協力を要請するということも計画をいたしておりまして、具体的にいろいろな面から中高年令層の就職対策を進めておるところでございますが、根本的には先ほど申し上げましたような対策の検討をしつつ、具体的にできるだけ有効な手を進めていくということで努力をい

労働条件を改善をしていくということが、直接対策のおもな点になるのでは、ではないかというふうに考えられるわけでございますが、この直接的な対策とあわせて、やはり基本的には先ほど申し上げましたような雇用全体を伸ばしていく、また、職業訓練等による質的な改善をできるだけ推し進めていくということをあわせて不完全就業者の対策というふうに考えております。

○藤田藤太郎君 私は、これくらいで

事務當局に聞くことはやめたいと思いますけれども、大臣というのはよくかわるのだから、それで大臣が微に入り細にわたり一貫した数字の把握、それから失業、雇用の状況というのはなかなかつかみにくい、勉強もなかなかしにくい、しかし、あなた方は一貫してその作業におられるわけですから、だからその推移の中で問題がどこにある、それでどういうところをどうしなければならぬということの政府発表

というか、ここはそういう意味で私は

きょうは専門のあなたから聞きたいと思っていたのだが、どうも大臣の言うようなことになってしまったわけですが、最後は。だからもつとポイントをきめて、これに対するこういうことをやらにゃいかぬとか、そういう研究といふのがどうもないような気がするのですね。たとえば今おっしゃったように、労働基準を上げる、労働条件を守る、要するに、賃金その他の労働条件を守るとかというお話がありました。それから労働時間の規制の問題も一つの大きな要素だとおっしゃる、しかし、私は、あなたは直接関係がないけれども、労働基準法の違反などという

のは、まあまあだんだん考えてきたときに監督官の少ないということも非常に支障になっておることは事実だけれども、労働省が八時間以上の労働をさせないのだ、四十八時間の規制を必ずしつとやれば、ものの半年か一年の間にそんな規制ができると思うのだけれども、初めからやる気がないからするしている。賃金の問題にしてもまあ業者でできぬささい、業者間協定をして、これは業者間で賃金を高めていく

ことはいいでしょうけれども、しか

し、もつと賃金を上げて国の経済との関係でどうなるのだということを事務当局はもつとお考えにならないと、今の潜在失業の問題は解決しないのじゃないですか。そういうことを私は聞きなかつた、事務当局はどういうお考えで勉強しておられるか聞きたかつたのだが、今聞けそうもないのだが、ここでも言えなければ違つた場所で教えてもらつてもなおけつこうだと思ふのです。が、どうですか。

○説明員(松永正男君) ただいま当局

も具体的な対策がないじゃないかというおしかりでございますが、先ほど申し上げましたような線で具体的な対策を進める方法といたしまして、雇用促進事業団というようなものも構想を考えておるわけでございます。先生のおっしゃるような、非常に直ちに効果のあるものを示せとおっしゃられますと、そういう知恵はないのでございしますが、先ほど申し上げましたような線を推し進める方法といたしまして、事業団の業務内容等も工夫をいたしておりますようなわけでございまして、その結果、不完全就業者等の問題もだんだんに解決をしていくということで努

力をいたしておるわけでございます。
○藤田藤太郎君　もう一つだけ。そ
で経済企画庁の所得倍増論の中に出て
おります雇用問題の報告の取り上げ方
というのは、非常にラフな、といつた
ら何だけれども、雇用問題が中心でな
ければならないのに、あの所得倍増論
の中のウエートというものは非常に低
い取り上げ方がなされておりますね。
それはいいですが、あなたを責めませ
んけれども、労働省は所得倍増論に対

する雇用計画というものはお作りに

なつたのですか。もしお作りになつたのなら厳密にそれを聞かしていただきたいと思います。

○説明員(松永正男君) 経済計画を作ります際に、その非常に大きなウェイトを雇用が占めるということは先生御指摘のごとくでございます。で、従来の雇用情勢におきましては、先進各国と異なりまして日本においては労働力がきわめて豊富である、経済計画を策定する際に労働力をどのように調達する

るかということについてはほとんど心

配は要らない、日本じゅう労働力は非常に豊富であるというような状況がこれまでであつたわけでございます。従ひまして、企画庁等で経済計画を策定する際に、むしろたとえば資金であるとか、あるいは原材料であるとか、あるいは輸出入の状況であるとかいったような面から経済の伸び率を策定をいたしました、その結果雇用はこの程度吸収できるというようなのが初期のころの経済計画の作り方であつたわけでございます。労働省といたしましては、そのような労働力過剰の状態はございまずけれども、雇用ということが経済計画の終局的な目標であり、完全雇用

の達成ということが目標であるということから、従来政府内部におきまして雇用問題の重要性を常に主張をしてきたわけでございます。最近におきましては、私どもの意見が相当に反映をいたしましたこと、それから労働力につきましても新規労働力の非常な不足とあるいは技能労働力の非常な不足といったような事態、一部に大きな求人難、労働の質並びに年令といったような面からの求人難も出て参りました現在におきましては、さらに雇用の経済計画におけるウェイトというものが拍車をかけられてわれわれの主張をバック・アップするような状況で出て参っておりまして、経済計画、今度の所得倍増計画におきましてもやはり労働面のウェイトというものは、これは従来の経済計画と比較をしてごらんを願いますとわかるのではないかと申すのでございまして、表面にもウェイトが相当強く打ち出されてきておる。この傾向は将来ともやはり増していくであろう。われわれもまた、雇用のウェイトを増加して、これが経済計画における非常に大きなポイントであるのだという主張は今後も続けるつもりでございますが、この従来からの実情を見て参りますと、藤田先生御指摘のよう雇用ウェイトというものがだんだん大きくなりつつあり、今後とも相当大きなウェイトを持ち続けるというふうなわれわれは考えておるわけでございます。具体的に倍増計画を策定する際におきまして、企画庁あたりにおきましても労働省の意見、主張というものは常にウェイトをおいて聴取をいたして参りましたが、今度の計画におきましては従来に比べて、雇用につ

いてのいろいろな計画叙述が相当具体的にかつウェイトをもつて表現をされてきておるといふふうなわれわれは考えております。

雇い及び季節的な不規則就業者の総数が約一割というふうな現状になっております。

の言われるように雇用計画が立ちやせぬじゃないか。肝心の農林省が七百万と云って、よその方から勝手に百二十万とか、雇用審議会は百五十万と云ってみたところで、まず生活手段というものが基礎になって、一般的な近代国家における生活水準というものの中で、どれだけの過剰労働力があるかというこの調査なんというものを、労働省はやらなければ意義がないということを高野さんは言われておる。私は言いたいことはまだあるのだけれどもやめたのがね。

○高野一夫君 ちよつと伺いたいのは、定時にちゃんと就職している者と、先ほど藤田委員のお話の中にあつたいわゆる臨時工みたいな者、こういう者を合せて就業の統計の中に入っているということになりませんか。これを区別した統計というものでしてきていないかというところが一つ、もう一つは農村における不完全就業というか、あるいは潜在失業者というか、その辺の階層が約三百万あるというところは四、五年前から言われておつたのです。それが現在においてはどういふような数字になっているか、それは当然やはり労働省で調査した統計を出すべきだと思ふのですが、そういう方面の調査ができていくかどうか。まあきょうは詳しい数字は要りませんから、できていればできていくでいいから、この次に一つ資料を提出してもらいたい。

不完全就業者につきましては、これはまず最初に、農村以外のものも含めてございまして、これは……

村といったって、相当な工業をやつておる農村がありますね。加工業やら何かいろいろある、漁村においても。だから農業をやつておる家庭、いわゆる農家ですよ、一口に言つて。農家の中のそういう不完全就業、地方へ行くと二男、三男、ぶらぶら遊んでいて困る、こゝろ言われるが、そういうような種類のものはその中に入るわけですよ。そういう統計があるかないか、こゝろわけです。なければいいいいから、どこか適当な、企画庁にあるか、農林省にあるか知りませんが、これをつかまらずしてほんとうの農村労働者対策、そういう全体の今後の就業対策といふものは生まれてこないはずだと思ふ。ただ、全体を引くくくめて、不完全就業が幾らといつても、それは都会にどのくらいおつて、農業の中にどのくらいおるかといふようなことですね。農村といへば、そのうちの大部分がまあ農家であるかもしれぬけれども、今日の農村といふものは、新しい市はほとんど大部分が農村ですよ。それから町村の中でも、りっぱに加工工業、その他の工業をやつておる人もあるし、いろいろな企業者もあるわけだから、ほんとうの産業別に見た一つの数字を知ることが大事だと、これは私は労働省にもよく言つたけれども、そのときもなかつたようだが、これはつかむ方法はないですかね。

○藤田藤太郎君 これは過剰就業ですよ、過剰就業の労働力が幾らあるか、私はそれまで聞かなかつたのだが、農林省は七百万おる、こゝろ言つておる。それで並木氏説あたりによると百二十万だと云うのだけれども、そういう調査を労働省でしなければ、高野さん

○高野一夫君 それははいわゆる農村における数であつて、いわゆる農業を専業としておる家庭、そういうグループの中の数字ではないわけですね。これと非常に違つてくるのですよ。農業をやつておる家庭の、いわゆる農家の中におけるそういう潜在失業者と農村全体の潜在失業者とは違つておる。農

○説明員(松永正男君) 臨時工と常用工の関係でございますが、三十四年の七月の調査によりますと、雇用人の総数二千六十六万七千人でございます。そのうち臨時労働者が九十六万三千人、日雇労働者が百万人、それから季節的及び不規則的就業者二十五万六千人というふうなことでございまして、それと比率を見ますと、いわゆる臨時労働者が雇用人の総数に對しまして四・八%、それから臨時労働者と日雇労働者の数が、雇用人全体に對しまして九・七%、それから臨時、日雇及び季節労働、これを全部合算しますと一〇・一%、雇用人の総数のうち、臨時、日

○説明員(松永正男君) ただいま御指摘の農業だけの数字につきましては、的確な資料がございせんが、雇用審議会におきまして試算いたしました数字を御参考におし上げますと、約百五十万人といふものが農村における不完全就業者であるという推定をしております。

○高野一夫君 この問題については、労働省一つ、どこか調査があるならどこでもいいから、労働省で一つまとめ、そういうふうな、いわゆる労働力吸収の対策の問題になるのだから調べてもらいたいといふことと、百五十万といふ数字は、私は従来のそういうふうな、今農林省が七百万と言つておるかもしれないが、何年か前は三百万と言つておつた。そういうふうな、非常につかみにくいわけですね。それだから、ただ農村といふのじゃなくて、私は産業別に、第一次産業なら第一次産業におけるほんとうの数字を知りたい。それと同時に、東京都においても、それと大都市においても、中小の市においても、町村合併しているんだから、そういうのは農村の中に、その統計の中に入っているかどうか、いなかの市にいはば大部分農村ですよ。そういうものが入っているかどうかからぬし、また、さつき繰り返して言つたように、町村の中にも工業部門もあるのだから、そこを産業別に区別して特に知りたいのは、私は農業におけるそういう統計を知りたい、

指導というものは、私は労使にしてい
いと思うのです。争議の調整、あつせ
んというところは労働省はできないで
すけれども、適切な指導というものは
できる、教育というものは私はできる
場にあるのじゃないかと思うのです。
ですから、具体的な調整の事項は労働
委員会を通じてやるならやる。ただ、
今申し上げた一つの例ですが、十仁病
院のようなものがずっと昨年からやっ
ていても、知らぬ顔といひますか、
ちよつと言ひ過ぎかしらぬけれども、
そういう状態、片一方では雇用拡大、
労働者保護というような大義名分を立
てておられる労働省が、こういうもの
に無関心だということ、それでいい
のかと私は思うのです、どうです
か、それは。

○説明員(辻英雄君) お話のように、
先ほど申し上げました中小企業一般の
争議につきましても、なるべく労働委
員会等の第三者の場で解決するよう
に、労働省としても努力をして参ると
いうことは当然のことでございますし
て、私どもも今後ともさように努力し
たいと思つております。

なお、病院の問題につきましては、
特にこれが患者の生命、身体に直接関
接に關連し、特に社会的に不安を起し
やすいという特殊な事情を持つてお
るかと思ひます。昨年の秋以来、東京
都内のいろいろな病院で争議が起こり
ました。労働省としましては、た
だいま申し上げましたような趣旨か
ら、自主的な交渉で解決が困難なもの
は、すみやかに労働委員会の中で解決
してほしいというのを労働大臣の名
前におきまして申し上げたわけござ
います。そういうことと關連しまし

て、都内の労働争議につきましては、
昨年度の労働委員会が非常に積極的、
活発な御活動がござりまして、その当時
からこまかい件数はあるにはあります
が、まあ幾つかの大きな病院の争議
その他非常にたくさん解決の方に進んで
おります。

なお、先生の御指摘の十仁病院の争
議は、たしかことしになりましたから
そういう行為が始まったのかと思ひま
すが、これにつきましても考え方とし
ましては、ただいま申し上げましたよ
うに、できる限りすみやかに労働委員
会の場で合理的に解決していきたい、
こゝろより考へておるわけござ
います。

○藤田藤太郎君 私は今日の賃金、給
与、生活の面からも、労働行政の面
からも、こんな状態で、一つの例だけ
あげますが、ほつておいていいのかと
いうことで、厚生省にも私はお尋ねし
たいことがあるわけですね。黒木さん来
ていただいておりますけれども、東
京の十仁病院というのを御存じです
か。これは平均賃金が六千五百円、そ
れで最低が三千五百円、最高が九千円
という賃金で、それで働いておるわけ
です。そして争議が出ておる中で、勞
使の争議調整というのには僕は厚生省の
役割じゃないかと思ひます。むしろ労働行政
の問題だと思ひます。しかし、だんだん聞
いてみると、医療行為機關として適正
なことが行なわれておるかどうかい
うことが厚生省關係では問題になると
思ひます。たとえば争議をやつてい
て、問題を起こしてはいるようなところ
で、適正な医療行為が行なわれてい
るかどうかいふことについて調査され
たことがあるのですか。

○説明員(黒木利克君) 先般藤田先生
から御注意がございましたので、本日東
京都の衛生局を通じて、十仁病院
の給与を聞いたのでございしますが、実
は今手に入れた報告によりますと、
給与は医師を除いて、基本給、物
価手当等を含んで平均が一萬一千六百
七十円というのであります。しかし、
平均が六千五百円、一番安いものが三
千五百円というふうな話もあるから、
もう一度確かめて見るように頼んでお
きました。これは再調査してみたいと
思ひますが、ただ私の方の衛生部局と
しては、こういう給与の実態につきま
しての調査の権限がございせんので、
これは労働省の方、あるいは労政事
務所の毎勤調査の方で、正確な数字
が調査できるのではないかと思ひま
す。

それから御質問の医療内容の確保の
問題につきましては、医療法では、実
は規定がないのでございします。医療法
では、ただ設備構造とか、あるいは医
師、看護婦等の医療従事者の定数の標
準とか、そういうものを医療監視に
よつて確保せしめるといふような程度
でございまして、医療内容はもし危害
を与えた事犯がござりまして、それが医
師法なり、その他に違反するならば監
督がござりますが、医療内容については
まさしてあるといふような建前になつ
ております。

○藤田藤太郎君 たとえば私が話を聞
くと、人権の問題があるわけですね。こ
れは労働行政にも、厚生行政にも關係
すると思ひますけれども、要は厚生省
の医療指導、医療行為、そこで働い
て、実施しているものはやはり看護婦
さんとか、その従業員なんですね。
それで、だから私は両方の面からこれ
を適正に直さなければ、こつちは労働
省だ、それは厚生省だといつて、なわ
張り争ひしては、こんな問題は解
決しないと思ひます。これはあんま
りひどいのです。たとえば何億圓わし
は資産ができた、ちよつど昔の徒
弟、女中のような格好で、従業員を平
気で使う。それでいてこんな給与しか
上げないでいる。非常にこの病院は整
形美容ですか、こういうことで利益を
あげておるようですが、そういう環境
に置いておいていいのかどうかといふ
のが問題になるわけですね。だから私
は、労働行政の面から、長い争議が行
なわれているから、この問題をやはり
労働委員会を通じて調整の事項は扱
う。それから労使慣行その他の問題は
労働行政で指導、教育する。厚生省の
關係からいへば、やはり適正な医療行
為が行なわれているかどうか、環境衛
生その他の面からいつてもいいのかど
うかという問題がござります。そういう
問題に私はやはり関心をもちてもらわ
なければ、こういうのが続いていると
いふのがおかしいのです。こういう類
似のところはほかにもあると思ひ
ます。そういうような場合には、適切
に、みんな出先があるわけですから、
労働省も、厚生省も出先が、保健所が
あり、労働監督署があるわけですか
ら、そういうところでいろいろものの
排除に力を入れなければ私はいかぬと
思ひます。労使關係にいたずらに介入せ
いとか、私はそういうことは言ひませ
ん。言ひませぬけれども、こういう具
体的な問題になつておることにつ
いては、やはりおのおのの人權を守り、

そうしてよりよい医療行為が行なわれ
るような条件を作るために、その適
正化のために両方がやはり努力をすべ
きじゃないかといふことを考へるわけ
です。こゝでその具体的な問題でどう
せ、こゝでいふことは、今不当
労働行為で都労委に問題がかつてい
るようですね、そういう問題でかつ
ていますけれども、しかし、やつてい
る行為といふものは今のような現状な
んです。だから私は、それはそれで
やつてみたつて、不当労働行為の人事
管理の問題なんか、なかなかそう簡単
に解決するものではないと思ひま
せん、それより問題は労使が正常な形にな
るといふことがまず先なんです、そうす
れば不当労働行為なんといふものでは
なくなつてしまふわけなんです。さ
う、その指導を私はしてもらいたい
といふことをお願いしたいんですがね。
何か今後おやりになる、どうしたら
いいかといふような御意見を聞かして下
さい。

○坂本昭君 關連して、十仁会病院の
給与の再調査をされるということだ
がね。まあ給与の再調査の調査権限は
厚生省にはないといふお話ですが、実
は今のその十仁会病院の内容を、まあ
収支決算件について、経営者が非常
に暴利——と言つたら悪いんですが、
人權を無視するやうなことをしている
かどうか、そういうことが全然わか
りませんので、そういうことをまあこ
の際公平に、正確に調べるのができ
たら調べていただいて、今の給与をわ
れわれに見せていただくと一緒に、そ
の収支の決算も見せていただけたらど
うか、あわせてお返事をいただきた
いと思ひます。

第七部 社会労働委員会會議録第九号 昭和三十六年三月二日 【參議院】

○説明員（黒木利克君） 最初に藤田先生にお客えいたしますが、確かに先生の御指摘のように、厚生省におきましては、昨年の秋からの病院ストに對しまして、何分経験の浅いことでございますから、労使関係の問題だということで労働省にお願いをしたわけでございいたします。しかし、その後いろいろ労働省と協議をいたしました結果、やはり病院自体にも問題がある、厚生省自体にもやはり努力すべき余地が大いにあるということを自覚いたしました。おそまきながら病院自体の改善を、近代化するために、一つ積極的な手を打ちたいと、しかし、官僚独善になつても困りますので、この方面の専門の方から、特に労働関係では労働省の御推薦によつて、りっぱな委員の方をお願いいたしましたして、三月の末を旨途として、病院の経営管理というものをどうしたら近代化できるか、結論を、お知恵を出していただくということで進めておるわけでございます。

もう一つは、結局は医療費の問題になる、経済問題になるというので、まあこれはスト以前から病院の医療費の問題について厚生省で検討しております、今回一〇%のアップということで、一応答案が出たわけでございます。

それから次には、しかしそういうような三月を待つて手を打つのはおそろ過ぎますから、病院の、何と申しますか、経営につきまして、今までは自由放任と申しますか、経営の内容については全くタッチをしていなかったのをございしますが、今回は求めに応じて指導という、あるいは助言という格好で厚生省も積極的に、あるいは衛生部

局を通じて、積極的に乗り出してい
うと、ただ、権限の背景はやはりあ
くまでも持たないようにして、サービ
ス行政としてやっていくということ
で、労働省にもお願いいたしました。と
りあえずは管理者側の講習会というト
うなものを今盛んにやっておるわけ
でございます。まあ特に管理者側に近
代的な労働立法の理解が薄いものでござ
いますから、そういう点の講習会を厚
生省みずから、あるいは各系統的な、
済生会とか、日赤とか、そういうよう
な団体がございますから、そこで講習
会をやりまして、労働省からも講師の
御推薦を願って、着々やっておるの
でございます。しかし、こういうつけ
焼刃でなしに、本格的にやはり病院の
経営管理についてメスを入れる必要が
あるというので、御案内のように、来
年度予算で病院管理研究所というもの
を新たに作りまして、本腰を入れてい
こうと、それからこれを行政に移す手
段として実は医務局に初めて指導課と
いうものを作りまして、現在その準備
室がありまして、実質的には指導には
もう乗り出しておるわけでございま
す。まあおそまきながらそういうよう
な態勢がようやく整った次第でござい
ます。この上は先生方のいろいろ御注
意によりまして、こういうような態勢
をさらに強化して、こういう病院スト
を未然に防止するような、病院の経営
が合理化、近代化ができるような態勢
に至急持って参りたいと考えておりま
す。

それから坂本先生の御要求の資料で
ございますが、実は私の方で私立病院
の経営の実態がわかりますならば、こ
ういうような医療費の問題の算定にお

きまして苦勞がないわけでございますが、先ほど申しましたように、病院の経営自体については、政府としてはまあノー・タッチというより建前でございましたために、何ら権限がなかったために、実態がつかめなかったわけなんです。最近におきましては、病院自体でもやはりガラス張りの中で運営をしなければ通用しない、特に問題を労働委員会の手に渡りますと、どうしても経営の実態というものをあからさまにしなければ調整もできかねるわけでございますから、そういう点でいろいろ私の方に相談に見えるようになりました。私の方は、そういう相談に見える機会に、病院の経営というものをつかんでいろいろ助言をしていこうということでございます。で、十仁会の場合でも、東京都に最近はそのう給与の大体平均がこうなっておるのだという程度のことまでは報告するといふか、知らせるような態勢にはだんだんなったようでございますから、まあもう一歩進めてみたいと思います。もう一つは、医療法人の場合におきましては、決算報告というよりなものを一応提出することになっておりますから、その決算の報告を、これは当該病院の了解がなければ公にはできないと思いますけれども、当該病院の了解を得られますならば、その決算報告の程度ならば提出ができるのではないかと、かように考えております。

○委員長(吉武恵市君)　ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(吉武恵市君)　速記を始め

○説明員(辻英雄君)　ただいま非常に

詳細に厚生省の方から御説明がございましたが、基本的には、病院の労使関係が円滑にいかない原因には、初めに中小企業一般に申し上げましたような、労使関係者そのものが労使関係の近代的なあり方についての理解を十分持っていないということが第一点と、それから病院の場合について申し上げますと、たゞいま厚生省からお話しございましたように、病院の労使関係あるいは人事管理の実態というものは、非常にこの医療ということと密接不可分につながっておりますので、それと切り離した一般の抽象的指導だけでは十分でないということで、たゞいま厚生省からお話しありましたような特別の審議会を作って、そこに労働問題のわかる方も入ってもらいまして、そこで基本的な指導の方針をきめていただくと、いうことで、全体としては進んで参っておりますわけであります。私どもの方としましては、それはそれといたしまして、やはり労使関係そのものについての考え方について、特に病院経営者に理解をさせていくということが重要なことでございますので、先ほど申し上げました全国的に中小企業一般にやっております中小企業特別指導の中で、特に病院というものについては、ぜひその対象の中に必ず組み入れてやるようににというように地方へ指導しまして、府県ごとにやっております中小企業労使関係講習の中で最重点としてこれを実施しておるといのが現在の状況でございますして、さらに今の厚生省の方の審議会の結論等を得ましたならば、また、新たにそれに沿って努力をして参りたい、かように考えるわけがあります。

○委員長(吉武恵市君) 本件に関する
本日の質疑は、この程度にいたしたい
と存じますが、御異議ございませ
んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(吉武恵市君) 御異議ない
と認めます。

それでは、これにて散会いたし
ます。

午後零時四十一分散会

二月二十八日予備審査のため、本
委員会に左の案件を付託された。

一、児童福祉法の一部を改正する
法律案

児童福祉法の一部を改正する法律
案

児童福祉法の一部を改正する法
律

児童福祉法(昭和二十二年法律第
百六十四号)の一部を次のように改
正する。

第七條中「し、体不自由児施設」の
下に、「情緒障害児短期治療施設」
を加える。

第十五條の二第二項第二号中「判
定を行い、並びにこれらに附随して
必要な指導を行うこと」を「判定を
行なうこと」に改め、同項中第三号
を第四号とし、第二号の次に次の一
号を加える。

三 児童及びその保護者につき、
前号の調査又は判定に基づいて
必要な指導を行なうこと。

第十五條の二第二項中「前項第一
号及び第二号」を「前項第一号から
第三号まで」に改める。

第十九條第一項中「この条」の下
に「及び次条」を加え、同条第三項

100

を削り、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 都道府県知事は、毎年、期日又は期間を指定し、満三歳をこえ満四歳に達しない児童に對して、厚生大臣の定める項目につき厚生大臣の定める方法及び技術的基準による健康診査を行なわなければならない。

前項のほか、都道府県知事は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に對して、健康診査を行なうものとする。

都道府県知事は、前二項の規定による健康診査の結果必要があると認めるときは、当該妊産婦又は乳児若しくは幼児の保護者に對して、児童相談所、福祉事務所等の指導を受けることを勧奨しなければならない。

第二十一条第二項中「保健所又は」を「保健所、」に、「保健指導を受けたときは」を「保健指導を受けたとき、又は第十九条の二の規定による健康診査を受けたときは」に改め、「保健指導上」を削り、「乳児又は幼児の保護者」を「乳児若しくは幼児の保護者」に、「乳児又は幼児の保健指導を受けたとき」を「乳児若しくは幼児の保健指導を受けたとき、又は乳児若しくは幼児が、第十九条の二の規定による健康診査を受けたとき」に改め、同条を第二十條の二とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条 保健所長は、その管轄する区域内に現在地を有する新生児（出生後二十八日を經過しない乳児をいう。以下同じ。）につい

て、育児上必要があると認めるときは、医師、保健婦、助産婦又はその他の職員をして、その新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行なわせるものとする。ただし、当該新生児について第二十一条の三の規定による指導が行なわれるときは、この限りでない。

前項の規定による訪問指導は、必要があるときは、当該乳児が新生児でなくなつた後においても、継続することができる。

第二十一条の三に次の一項を加える。

第二十一条第二項の規定は、前項の規定による訪問指導に準用する。

第二十一条の十六第一項中「骨関節結核」の下に「その他の結核」を加え、同条第二項第二号中「学習」の下に「及び療養生活」を加える。

第二十七条第一項第三号中「し、体不自由児施設」の下に「情緒障害児短期治療施設」を加える。

第二十八条第一項中「又は著しくその監護を怠り、よつて刑罰法令に触れ、又は触れる虞のある」を「著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する」に改める。

第三十条第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第三十条の二 都道府県知事は、里親、保護受託者及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第四十三条の三の次に次の一条を加える。

第四十三条の四 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有するおおむね十二歳未満の児童を、短期間、収容し、又は保護者のもたら通わせて、その情緒障害をなおすことを目的とする施設とする。

第五十条第四号中「第十九条第四項」を「第十九条第三項に改め、同号の次に次の一号を加え、同条第七号中「し、体不自由児施設」の下に「情緒障害児短期治療施設」を加える。

四の二 第十九条の二第一項の健康診査に要する費用

第五十一条第二項第一号中「第十九条第四項」を「第十九条第三項」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十九条の二第一項の健康診査に要する費用

第五十二条中「第五十条第五号及び第十号並びに前条第一項第二号及び第二項第二号」を「第五十条第四号の二及び前条第二項第二号の費用に對しては、政令の定めるところにより、その三分の一を、第五十条第十号及び前条第一項第二号」に改める。

第五十六条第一項中「第二項第三号」を「第二項第四号」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（地方財政法の一部改正）

2 地方財政法（昭和二十三年法律

第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第八号中「母子手帳」を「及び健康診査」に改め、「骨関節結核」の下に「その他の結核」を加える。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

第三十六条及び第三十七条 削除（社会福祉事業法の一部改正）

3 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「し、体不自由児施設」の下に「情緒障害児短期治療施設」を加える。

（補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正）

4 補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 厚生省関係（第七條―第十一條）」を「第二章 削除（第七條―第十一條）」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第七條から第十一條まで 削除

昭和三十六年三月七日印刷

昭和三十六年三月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局